意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
1	第1章 計画策定の趣旨等 第3項4 障害者施策と人権 4ページ	「複合差別」(女性、子ども、高齢者、被差別部落、性的少数者など)の存在を明記し、差別は許さないという姿勢を明記すべき。	県では、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして総合的な施策の推進に取り組んでいます。 なお、本プランでも、「第1章第3項4障害者施策と人権」において、複合差別の存在を明記し、問題解決のための施策を推進することとしています。
2	第3項4 障害者施策と人権	和歌山県手話言語条例に「手話は「言語」であり、そして、ろう者の「いのち」である。」と記されているので、「4 障害者施策と人権」の項などに県手話言語条例の基本理念などを記すべき。	ご意見のとおり、「第1章第3項4障害者施策と人権」に和歌山県手 話言語条例に関する内容を追記します。
3	第1章 計画策定の趣旨等第5項 計画の推進体制5ページ	PDCAサイクルでの検証とあるが、各項目の前期3年間程度の達成 状況等の総括も明文化をお願いしたい。	「第3章具体的な取組」で設定する数値目標について、直近の実績値として令和4年度の数値を記載しています。 本プランの進捗状況については、和歌山県障害者施策推進審議会に報告し、改善に努めてまいります。
4	第2章 障害のある人を取り 巻く状況 第1項1 障害者手帳所持者 数 9ページ	18歳未満の精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しているとあるが、対策と実効性を示してもらいたい。	本県における精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18歳未満に限らず毎年増加しており、これは全国においても同様に増加しています。増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの気分障害と呼ばれる患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。 引き続き、新たに策定する本プラン及び第八次和歌山県保健医療計画に基づき、精神保健・医療施策を講じてまいります。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
5	第3章 具体的な取組 1 差別解消・権利擁護 13ページ	各市町村だけでなく、各地区、町内会への取組もあれば良いと思う。	県では、障害のある人が暮らしやすい地域社会(共生社会)を県民の皆さんと一緒につくっていくために、様々な障害特性を理解し、障害のある人が困っている場面で積極的にサポートを実践する「あいサポート運動」を推進しています。本プランの計画期間中においても、あいサポーター研修の受講者について年間3千人を目標に、引き続き取り組んでいきます。なお、「あいサポート運動」は、各地区、町内会も対象に実施しているため、ご意見を踏まえ、当該箇所に追記します。
6	第3章 具体的な取組 1 差別解消・権利擁護 13ページ	和歌山県障害者差別解消調整委員会と和歌山県障害者差別解消支援地域協議会の違いを分かりやすく記してほしい。	「和歌山県障害者差別解消支援地域協議会」の役割については、本プランに記載しております。 なお、「和歌山県障害者差別解消調整委員会」については、和歌山県 障害者差別解消条例を根拠に設置する機関であり、本プランには当該 機関に関する記載はありませんが、和歌山県障害者差別解消条例の普 及啓発活動の中で、周知してまいります。
7	1 差別解消・権利擁護	差別の解消及び権利擁護の推進に関して、地域や学校、社会の中での 障害者理解に向けた啓発活動が重要。あらゆる機会を通した活動や、 障害当事者も参加した活動が必要。	障害を理由とする差別の解消や権利擁護に関しては、県広報紙やテレビ・ラジオ、事業者向けの研修会等、さまざまな機会を活用して周知啓発に取り組んでいます。 ご意見につきましては、県施策への提言として参考とさせていただきます。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
8	第3章 具体的な取組 1 差別解消・権利擁護 15ページ	研修、スキルアップ、資質向上など、さまざま記されているが、「人権を基軸にした」研修等、明記されたい。	障害のある人の権利擁護の推進に関して、より人権尊重の観点に立った障害福祉サービスを提供するため、幅広い関係者に対して研修を実施することを記載しています。 また、障害者差別解消法・和歌山県障害者差別解消条例に関する研修や「あいポート運動」の取組を通じて、人権意識の向上を図ってまいります。
9	第3章 具体的な取組 1 差別解消・権利擁護 15ページ	障害者への虐待問題について、施設などでの虐待が非常に多くマスコミにも取り上げられているなか、「虐待は許されない行為である」ことを強く記すべき。	ご意見のとおり、当該箇所に追記します。
10	第3章 具体的な取組 2 こども 17ページ	「1年間の校種間交流プログラム」が記されているが、1年間の交流では子どもの支援が継続されないので、公立学校の支援学級の担任には「特別支援学校教諭2種免許状」を取得している教員を配置できるよう、2種免許状の取得をすすめることをプランに明記してほしい。 ※支援学級にかかわる教員のスキルアップの必要性	第4期教育振興基本計画『第3章「和歌山らしい教育」へのアプローチ 2特別支援教育の充実』において、特別支援学校教諭二種免許状の取得促進を掲げていることから、ご意見のとおり、同免許状取得促進に向けた内容を追記します。
11	第3章 具体的な取組 2 こども 18〜19ページ	医療的ケア児へのさまざまな対応等が記されているが、児が生活スタ イルを選択できる体制づくりの構築を明記すべき。	医療的ケア児が希望する地域で生活するための体制については、各圏域において医療的ケア児等の協議の場が設置され、個々のケースについて、検討されることとなっております。その上で、広域的課題として取組が必要なものについては、県が設置する医療的ケア児等の協議の場で検討を行い、課題解決に向け取り組む体制をとっております。 つきましては、ご意見のとおり文章を追記します。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
12	第3章 具体的な取組 2 こども 19ページ	「「保育所等訪問支援」サービスの利用を促進するため、「児童発達 支援センター」を中核とした地域の療育支援体制を確立します。」と あるが、児童発達支援センターのない海草、伊都、有田、東牟婁圏域 はどこを中核にするかを明記すべき。	各圏域では、児童発達支援センターを中核とした地域の療育支援体制
13	第3章 具体的な取組 3 雇用・就労 20~21ページ	障害者と現場を結ぶコーディネーターは不可欠。障害特性をよく理解 した人材育成が望まれる。そのための大学レベル等、ハイレベルの人 材養成がより望ましい。	
14	第3章 具体的な取組 3 雇用・就労 20~21ページ	令和7年度から実施される就労選択支援についての対応や、実施事業体の予想数、利用者への周知方法等があれば良い。また、障害福祉サービスの実施事業所への予見される影響等も必要ではないか。	就労選択支援については、国からサービスについての詳細な通知が発出されていないため、サービスの詳細が判明し次第、事業者への情報提供、県内市町村及び対象者への周知を図ってまいります。
15	第3章 具体的な取組 3 雇用・就労 21ページ	就労継続支援B型における令和8年度の平均工賃月額の目標値が22,000円となっているが、目標達成のために優先発注情報等をB型作業所にダイレクトにいただけるようにして欲しい。また、和歌山市と新宮市では仕事量が違うので、地域優先発注等も考慮していただきたい。	就労継続支援B型における工賃の向上のため、流通販路の拡大や農福連携の推進等、様々な取組を行っています。 ご意見につきましては、県施策への提言として参考とさせていただきます。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

Ē	意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
	16	第3章 具体的な取組 3 雇用・就労 21ページ	就労継続B型の目標工賃が示されているが、目標値における説明があれば良いのではないか。急増しているB型事業所に、工賃額の基準は指定基準等になっているか。	県ホームページに和歌山県工賃向上計画を掲載することとしており、同計画において現状分析及び目標値の考え方を示す予定です。また、就労継続支援B型事業所の指定にあたっては、各圏域のサービス利用の需要を踏まえ、国指定基準に基づき適切に指定しているところです。
	17	第3章 具体的な取組 4 地域づくり 22~23ページ	一般就労への促進や地域生活への移行への相談支援事業は、個別給付で対応できるのか懸念される。相談支援はキャリアを要し、プランにもあるようにファミリー支援、地域の関連機関との調整能力が求められる。人材育成において、個別給付の自発的な事業で完結できるのか不安である。県も研修事業を計画しているようであるが、点の相談事業ではなく、個別給付ではない面としての相談事業を担える体制整備を検討してもらいたい。	障害のある人の包括的な相談支援体制については、各市町村が委託相 談事業において取り組んでいるほか、圏域における相談支援体制の充 実については、基幹相談支援センターがその役割を果たしており、各 圏域ごとの実情に応じて体制整備が行われています。県では、各種人 材養成研修や相談支援アドバイザーの派遣等を通じて、各圏域の取組 をバックアップしています。
	18	第3章 具体的な取組 4 地域づくり 23ページ	補助犬に関する記載の中で、「また、身体障害者補助犬を給付し、補助犬を使用する人が施設等の利用を・・」に「病院」を追加して欲しい。(数年前、介助犬が病院に入ることを拒まれたケースがあるため)	ご意見のとおり、「補助犬を使用する人が飲食店や病院、交通機関等 において・・・」と具体例を表記する形に修正します。
	19	第3章 具体的な取組 4 地域づくり 24ページ	障害者の地域生活定着向上のため、現行の同行援護や行動援護、就労支援に関する制限制約事項を撤廃し、社会参加の機会を充実する必要がある。	障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給については、国が通知 等で示している方針等も踏まえて、各自治体の支給決定基準により、 障害のある人の心身の状況等を考慮のうえ、サービスが提供できるよ う支給決定が行われています。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
20	5 保健・医療	医療の充実にかかわって、入院付き添いをする保護者の負担軽減を入れるべき。	県では、全ての妊産婦及び乳幼児やその保護者を対象に保健師等の専門職による切れ目のない総合的支援を行う「こども家庭センター」を設置する市町村を支援しています。 センターでは、相談内容に応じて関係機関につなぐ等、問題の解決に取り組んでいます。
21	5 保健・医療	スクールカウンセラーの配置について、現状はカウンセラーが毎年変わる状況で子どもを一人一人しっかり把握できない状況があるので、 継続した支援をすすめることを明記すべき。	スクールカウンセラー等(会計年度任用職員)の再度の任用の希望等を踏まえて、年度ごとに各校の配置を行っています。継続した支援になるよう検討していますが、結果として別のスクールカウンセラー等となる場合もあります。 上記を踏まえ、県では、学校等において継続した支援を進めるために、引継ぎの必要が生じた場合には必要な情報を整理し、学校で保管、管理してもらうよう「スクールカウンセラー活動の手引き」に示しています。 今後も、児童生徒への適切な支援が継続して行われるよう、周知してまいります。
22	第3章 具体的な取組 5 保健・医療 28ページ	障害者の施設から地域への観点から、地域包括ケアシステムの構築は 重要であると思うが、障害当事者が自ら地域に入っていくのは現実的 に難しい。まだまだ偏見や差別はあり、障害者側も遠慮や超えにくい 高い壁がある。健常者側から声をかけることから、その第1歩が生ま れると思う。	意見No.5の県の考え方を参照願います。
23	第3章 具体的な取組 6 生活環境 29ページ	バリアフリー型信号機の設置も良いが、大事なのはソフト面の向上であり、心のバリアフリーの推進がなにより重要。	意見No.5の県の考え方を参照願います。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
24	第3章 具体的な取組 7 情報アクセシビリティ 30~31ページ	通常の文字言語の理解が困難な方(発達、自閉傾向のある方)に対する情報伝達手段として、画像や情報の構造化したものが必要だと考える。	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障害のある人が、障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすることが基本理念の一つとして掲げられています。この理念に則り、県においても支援者の育成や県民への普及啓発に取り組んでまいります。また、意見No.5の県の考え方も参照願います。
25	第3章 具体的な取組	社会のあらゆる場で、情報バリアフリー、すなわち情報アクセシビリティが遅れている。アメリカの企業では障害者に配慮したソフト開発も行われ、適切に対応策がとられているのに、なぜ日本の企業にはそうした意識がないのか。社会貢献は企業や行政に課せられた義務ではないのか。	障害のある人が必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、情報のバリアフリー化や意思疎通支援者の養成等に取り組みます。事業者や県民への普及啓発については、意見No.5の県の考え方を参照願います。
26	第3章 具体的な取組 7 情報アクセシビリティ 32ページ	手話通訳派遣費用は時間、人数により、高額になる。助成制度が等があれば良い。	県では、助成制度の創設は考えておりません。 令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人 への合理的配慮の提供が令和6年4月1日から義務化されます。法律 の趣旨をご理解いただき、ご対応いただきますようお願いします。
27	8 防災	個別避難計画は非常に重要であり、整備にあたっては、障害サービス の利用者について、利用施設と各市町村担当課との連携(情報公開 等)が必要かと思う。	ご意見のとおり、個別避難計画の作成を進めるにあたり、要配慮者が利用している事業所や施設との連携が重要となります。県においては、毎年実施している市町村を対象とした防災対策に係るヒアリングにより、個別避難計画の作成について福祉専門職と連携した取組を進めるよう助言してまいります。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
28	第3章 具体的な取組 8 防災 33ページ	防災対策にかかわって、人工呼吸器の使用者は保健所で把握している 市町もあるので、自治体と連携した個別避難計画の作成を。	県においては、毎年実施している市町村を対象とした防災対策に係る ヒアリングにより、個別避難計画の作成について保健所と連携した取 組を進めるよう助言してまいります。
29	第3章 具体的な取組 8 防災 33ページ	大地震の際等にテレビのテロップで緊急通報がなされるが、けたたましい音ばかりで、どこにどのような地震が来るのか全くわからない。	県では、災害発生時には「防災わかやまメール配信サービス」や市町村の防災無線等、様々な手段により、障害のある人へ必要な情報を提供してまいります。
30	第3章 具体的な取組 8 防災 33ページ	「福祉避難所の適正な件数の確保」の数値目標を示し、確保にあたり、ハザードマップに明記し、公表をお願いしたい。	数値目標については、和歌山県国土強靭化計画及び長期総合計画において、各小学校区に1か所程度を設置する目標値として、280か所の指定目標を定めています。 ハザードマップについては、マップの作成目的(例えば、津波のハザードマップであれば逃げきることが第一目標となるため、避難所ではなく避難場所のみ記載する等)や、作成元である各市町村の考え方に基づくため、一律での明記は困難であると考えます。 なお、県内の福祉避難所のうち公表可能なものについては、和歌山県地理情報システム内の「障害特性に配慮した福祉避難所マップ」や、和歌山県ホームページの避難所情報一覧において公表しています。
31	第3章 具体的な取組 8 防災 33~34ページ	障害者施設の立地場所において、津波や土砂崩れの危険が予見される 事業所が多数存在する。現状は事業所判断での対策、移転等にゆだね られているが、県として障害者施設の立地のリサーチ、ハザードマッ プとの照合、安全対策の指導、対策へお支援をお願いしたい。	

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
32	第3章 具体的な取組 9 文化・スポーツ 35ページ	「(1)文化芸術活動の推進」の1つ目の項目で、「障害にある」を「障害のある」に修正。	ご意見のとおり修正します。
33	第3章 具体的な取組 9 文化・スポーツ 35~36ページ	マスメディア等でパラアスリートの話題が取り上げられ、障害者がスーパーヒーローのように扱われ誤解も多く招いている。日常生活などで不自由を感じているものがほとんどである。昔、「障害は不自由ではない、障害は個性だ」と言い切った障害者もいたが、障害が不自由でないなどということは絶対にあり得ない。それらを率直に誰もが認めた上で、障害者の問題を社会問題としてとらえなければならない。	意見No.5の県の考え方を参照願います。
34		「障害福祉サービスの見込量は定員ベースで定めています。」とあるが、総量規制のことか。 総量規制で定員増も認められない事業所がある。事業所は赤字で運営するしかなく、その裁量で障害のある人が事業所で働けている。経営を優先する事業所であれば利用できない。障害のある人の選択肢を奪うのが総量規制となっていないか。新規事業所が高工賃を達成できる事業所であれば認めるべきではないか。	生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、総量規制の設定値を記載しています。総量規制については、市町村から報告のあった利用者数の推移を参考に設定しており、今後も地域の実情に応じて設定してまいります。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
35	保のための取組等 第2項2 障害保健福祉圏域 毎のサービス見込量等	各圏域で障害福祉サービスの見込み量(1か月)と主な取組が記されていますが、プランから外せないであろう項目が各圏域であったりなかったりするので整合性は? 「インクルーシブ教育」有:伊都無:和歌山市、海草、那賀、有田、日高、西牟婁、東牟婁 「医療的ケア児」有:那賀、伊都、有田、日高、西牟婁無:和歌山市、海草、東牟婁 「強度行動障害」有:那賀、伊都、日高、西牟婁無:和歌山市、海草、有田、東牟婁無:和歌山市、海草、有田、東牟婁	ご意見のように、県全体で取り組む必要がある項目については、「第4章第1項2第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標及び主な取組」において記載しています。 各圏域の主な取組については、それぞれの実情を踏まえ、各圏域で検討を行った上で選定した項目を記載しております。
36	第2項2障害保健福祉圏域	福祉サービスの見込み量(1か月)にかかわって、一覧表に簡単な説明がほしい。「分析した結果、こういう見込みになるのでこの施策に	
37	第4章 障害福祉サービス確保のための取組等第2項2 障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等58ページ	海草圏域の主な取組にある、「圏域内に未設置の児童発達支援セン ターの開設の実現を目指します。」の具体的な時期を明記すべき。	ご意見のとおり、当該箇所に「令和8年度末まで」の設置を目指すことを追記します。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
38	全般	社会モデルとしての施策がすすむなか、厳しい差別がゆえに障害の害の文字への違和感など、さまざまな思いをもつ当事者がいることを記してはどうか。	本県においては、法令等の規程に基づき、原則「障害」と表記することとしています。 令和4年度に表記の変更について関係団体等に意見をお伺いし、検討を行いましたが、変更に賛成の意見は少数であったため、現状の表記のままとしています。 今後も、法令等における表記の動向や障害当事者の方の意見等に注視してまいります。
39	全般	障害のある人、障害者児など、記し方の統一を。	「障害のある人」「障害のあるこども」の表記で統一することとします。 なお、法律等の規程に基づく場合や事業名称等に関しては、「障害者」「障害児」等の表記を用いる場合があります。
40	全般	「共生社会」と各所に記されているが、「ともに生きる」という言葉 に負担を感じる当事者もあるので、「共生社会(共存)」などの記し 方をしてはどうか。	「共生社会」については、障害者施策の基本原則を定めた障害者基本法において規定されており、その他の関連する法律等でも同様に規定されています。 障害者基本法は本プラン策定の根拠法でもあることを踏まえて、現状のまま「共生社会」と表記させていただきます。なお、障害者施策に関する研修や啓発を行う際には、負担を感じる当事者もいることに配慮してまいります。
41	全般	巻末に障害者にかかわる法律や制度、条例、条約などを掲載してはどうか。	障害者に関連する条約、法律、条例及び制度は多岐にわたるため、全 文を掲載することは困難であると考えます。

意見募集期間:令和6年2月21日(水)~令和6年3月21日(木)

意見No.	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
42	全般	プランに記されている障害者にかかわる用語集が必要。	障害者に関連する用語は多岐にわたるため、全てを掲載することは困難であると考えます。 また、内閣府が令和5年3月に策定した障害者基本計画(第5次)において、用語集は掲載されていないことも踏まえて、本プランにおいても掲載しないこととします。
43	全般	新型コロナウイルス感染症における「在宅支援」の要件が各市町村で 異なり、障害福祉サービス事業所は困っている。県が調整機能として の役割を担い、統一した見解を示してもらえれば混乱なくサービス提 供ができる。 また、出来高払いの報酬において、今後の同様な事案に対し、「在宅 支援」の統一見解を示してもらうか、または、県として救済策を検討 し、同様の事案に障害福祉サービス事業者の運営の救済をプランにお いて提案してもらいたい。	新型コロナウイルス感染症における「在宅支援」の臨時的取り扱いについては、国通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」について」(令和5年4月28日付事務連絡)で示されており、事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能となっております。なお、本通知は令和6年4月1日付で全て廃止されることになっております。
44	全般	国連の人権委員会からの総括所見、のちの意見書について、B型事業所のあり方に関して、日本において「段階的すみやかな廃止」は、B型事業所の歴史的存立実態からみて、単に就労の場ではなく、障害のある人たちの社会参加を促進してきた重要な場であったことからして、妥当な意見なのか疑問が残る。これも重要な社会情勢であると思うが、記載がない。	産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上